<長浜市の認定基準>（国の基準と同様）

(1)管理組合の運営	①管理者等が定められていること。
	②監事が選任されていること。
	③総会が年１回以上開催されていること。
(2)管理規約	①管理規約が作成されていること。
	②管理規約において、災害時等の緊急時や管理上必要な時の専有部分の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。
	③管理規約において、管理状況の情報取得の円滑化のため、管理組合の財務・管理に関する情報の書面交付（又は電子交付）について定められていること。
(3)管理組合の経理	①管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。
	②修繕積立金の会計から他の会計への充当がされていないこと。
	③直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額が全体の１割以内であること。
(4)長期修繕計画の作成及び見直し等	①長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について総会にて決議されていること。
	②長期修繕計画の作成又は見直しが７年以内に行われていること。
	③計画期間が30 年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2 回以上含まれるように設定されていること。
	④将来における一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
	⑤長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。
	⑥長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっていること。
（５）その他	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡先に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えるとともに、１年に１回以上は内容の確認を行っていること。